

2022年度以降のインバランス料金の詳細設計等を検討（2019年6月）

- 資源エネルギー庁の審議会において、2021年度の需給調整市場の創設に併せて、インバランス料金制度を改正する方針が示されているところ。
- 監視等委員会は、この新たなインバランス料金制度の詳細設計等について、2019年2月から検討を進めている。

インバランス料金の基本的考え方

- ① インバランス料金が、実需給の電気の価値を表していること
- ② 系統利用者に対して需給調整の円滑化に向けた適切なインセンティブとなること
- ③ 一般送配電事業者が調整力コストを適切に回収できるものであること



新たなインバランス料金制度の詳細設計（2019年6月までの検討結果のとりまとめ）

- インバランス料金は、広域運用された調整力の限界的kWh価格を引用。
- 調整力の限界的kWh価格と卸市場価格との関係が逆転する場合、卸市場価格による補正インバランス料金を設定（時間前市場の実需給に近い取引から異なる5事業者・5取引分の価格の平均価格を引用）。
- 需給ひつ迫時に、不足インバランスの発生がもたらす停電リスク等のコスト増の影響をインバランス料金に反映させるため、需給ひつ迫の程度に応じてインバランス料金が上昇する補正インバランス料金を設定。
- 需給改善に向けたインセンティブ付与と公平性の確保の観点から、インバランス料金に関する情報をタイムリーに提供。